

議

長 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。よろしいですか。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第8号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

11 番 飯 田 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第8号、質問議員、第11番 飯田一。件名、町の空き家対策と土佐原林道の進捗状況を問う。

要旨。1、総務省が発表した令和5年度の住宅・土地統計調査によると、2023年10月1日現在、日本の空き家は全体の13.8%を占め、7戸に1戸が空き家であり、過去最高で年々増加傾向にあると報告されています。

(1) 町内の空き家の現状と問題点をお伺いします。

(2) 町の移住・定住対策を含め、空き家の有効利用について、町の取組をお伺いします。

2、近年の想定外の災害の多さと南海トラフ巨大地震、国府津・松田など今後予想される大地震等、寄地区の孤立を防ぐためにも、現在の主要道路である県道710号線に事故あるときの代替道路の早期整備が求められていると思います。

(3) 土佐原林道の町道移管の進捗状況と今後の計画についてお伺いします。

町

長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしく願いいたします。

それでは、飯田議員の御質問に順次、お答えをいたします。

1つ目の町内の空き家の状況と問題点につきましては、令和6年9月から10月にかけて、地域資源であります空き家・空き地の有効活用に向けて、町内全域を対象に空き家等の現地実態調査及び自治会から空き家等と思われる物件の聞き取りを行いました。

当時の空き家等の実態調査の結果として、空き家の可能性がある物件は、松田地区56件、寄地区67件の計約123件について把握したところでございます。

その後、登記簿の取得や空家法第10条に基づく所有者等の水道利用状況の探索などを行い、所有者の特定業務を順次行っており、当該物件が未登記であったり、登記情報が当初の情報から更新されていないなどの課題に直面し、時間を要しておりますが、空き家等と思われる物件等の所有者等が確認できた方に対しては、活用意向などの相談を実施しております。

全国的な問題として国土交通省が実施いたしました「空家所有者実態調査」によれば、空き家取得経緯の半数以上が相続によるものとされております。

空き家・空き地の発生要因についても、相続に起因するものも多く見受けられ、権利関係が複雑となると、土地等の個人の財産が放置され、近隣に迷惑をかけることにつながります。

そこで、空き家等になる主な要因・課題につきましては、1つ目として高齢化の進展や相続放棄などにより所有者が特定できない、2つ目に活用や除去の意向がない、3つ目に不動産売買についての情報・知識不足、4つ目に、空き家等の改修や解体費用の負担ができないなどがあります。

当町においても同様な問題があり、課題解決が進んでいない案件や寄地区においては、建物の中にある仏壇や大切な遺留品などを処分するのがしのびなく、そのままにされていることで、売買等の対象となっていない物件もあるようでございます。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。

それらの課題解決対策として、生前に空き家にしない予防・準備を行っていただくことが必要と考えます。

老後に備え、生前に相続対策として遺言書の作成や家財道具などの処分、事前に話合うことや終活支援など、専門窓口への相談も大切と考えていることから、昨年度より、松田町社会福祉協議会に委託し、生前での対応について相談窓口を設け、抑制するように取り組んでおります。

また、現在、町では、活用に向けて固定資産税の賦課通知の中に相続登記の

義務化の啓発チラシや令和5年度に強化いたしました空き家の活用に向けた改修・解体助成制度などについて同封し、令和5年度は改修が2件、解体が1件、令和6年度は改修が7件、解体が5件の利用があり、助成制度により効果が出始めております。

町の空き家等相談窓口については、宅地建物取引士や司法書士などをメンバーとして、令和3年度から空き家等の相談窓口の一本化を図ることを目的に、「移住相談所」を役場内に設置しています。

設置後の相談件数は、令和3年度で12件、令和4年度で14件、令和5年度で16件、令和6年度で12件ございました。

さらに、官民連携連携事業による相続登記や遺品整理、無償譲渡など、空き家アドバイザーによる無料相談窓口「アキソル」の紹介、かながわ住まいづくり協会が行う市町村を対象とした空き家等の所有者向けセミナー並びに相談会の開催誘致2回などに取り組んでおります。

空き家流通促進に向けて、さがみ信用金庫様及び全国保証株式会社との3社にて、空き家対策専用ローンの設定のため、令和6年6月に協定を締結いたしております。

本町にとって、地域資源となる空き家・空き地の有効活用については、定住・移住に向けて期待できますので、引き続き地域の皆さんや不動産事業者等の民間事業者、法律などの専門家と連携して、移住定住者や民間事業などへの周知方法の強化を行い、空き家等の活用に向けて取り組んでまいります。

続きまして、3つ目の御質問にお答えいたします。

寄地区から国道246号へと接続する主要な道路としては県道710号があり、町道寄4号線及び土佐原林道も秦野市側から国道246号に接続する重要な路線と考えております。

土佐原林道は、神奈川県で管理し、延長約2,500メートル、県道710号から土佐原集落を抜け、秦野市道20号線と結ぶ路線でございます。

平成14年7月に、当時の足柄上地区行政センター所長との間で県営林道土佐原線の管理に関する覚書を取り交わし、敷地調査や林道の改良工事を進めてき

ましたが、移管事務に大変時間を要することから、平成29年2月に県と本町との覚書の見直しの協議を開始し、各々の役割を具体的に明確することにより、さらに事業進捗を図ることを目的とし、平成30年12月に新たに県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書として締結しております。

現在は、その覚書に基づき、県により林道用地の境界確定や分筆登記が行われており、令和6年3月時点での対象用地として131筆のうち、分筆済みが100筆であり、進捗状況は約76%となっておりますが、相続未登記等の問題により所有者の調査が難航している状況でもございます。

また、登記完了後は、町からの要望に基づき、神奈川県が適切な整備を行った後に町管理道路として移管されることとなっているため、町への移管時期の目途は立っていない状況でもございます。

ただし、日常の維持管理につきましては、大規模な補修工事は県にお願いしているほか、除雪や災害時の応急作業につきましては、生活道路として町でも対応しております。

今後は、1つ目に、今まで以上に県との連携を密にし、維持管理を確実に実施していくこと。

2つ目に、新東名及び246バイパスの全線開通後の構想路線としてリダンダンシーの確保と寄地区への経済効果の波及のため秦野市との連携による整備を実施することとし、将来的には国、県としての整備の可能性も模索し、寄地区の皆様方の安全・安心につながる道路の確保に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

11 番 飯 田 丁寧な御回答、ありがとうございました。

日本の空き家の状況は、2023年10月1日現在、空き家は総住宅戸数6,504万7,000戸のうち、空き家が900万2,000戸に上ると発表され、全体の13.8%を占め、7戸に1戸は空き家という事態が発生しています。

増え続ける空き家が社会問題化している背景は、災害、犯罪リスクの増加にあると思います。

寄地区でも20年くらい前、空き家から原因不明の出火があり、2棟が焼け、1件はほぼ全焼、もう1軒は2階建てでしたが半焼という状態で、そのまま放置されています。

現在は雑木や雑林や蔦などが絡まり、非常に景観を悪くしています。

問題は、その隣に立っている2階建ての一般住宅です。何かあったら半焼した住宅は倒れかかってくる心配があります。

この問題はその後どうなっていますか。このときの回答では、銀行の管理になっているので、町のほうはあまり関与していないというふうな話だったと思います。

また、今年友達から聞いた話ですが、友達の近所にある空き家に2人組が来て、オートバイで乗ってきたらしいんですが、その空き家に入っていったので、その空き家の持ち主の関係者かなと思っていたそうです。その後、気になって家を見に行ったら、たんすは引き出しっぱなし、入り口のドアは開けっぱなしとなっており、持ち主に連絡したところ、知らないということで、空き巣だと分かり、寄地区でもこのような事件がかなりあるということです。

松田町の状況をお伺いします。

安全防災担当室長

ただいまの御質問に回答させていただきます。

今おっしゃられました火災になったところを20年近くというところになると思いますけれども、平成20年に火災になっている物件だと思います。

その建物につきましては、今から10年以上前に所有者等へ建物の倒壊の危険性が生じることなどの理由から維持管理するよう通知した記憶がございます。それ以降につきましては、所有者からの連絡が取れていないような状況でございます。

そうした中に、本物件の近隣の空き家の売買を行う事業者さんから連絡がありまして相談があったところなんですけれども、本物件の登記簿を取得したところ、平成20年の登記から変更がない旨を確認したところでございます。

そこで今後につきましては、再度物件の所有者等を確認後にまた連絡をしまして、適切に管理するように通知をさせていただきます。

その後、持ち主の方に指導、助言など、必要であれば松田町特定空き家等審査会を立ち上げるための手続きを検討したいと思っております。

以上でございます。

失礼しました。空き家に空き巣が侵入している事案ということでしょうか。そのところにつきましては、まずは空き家に空き巣が侵入しているところの事案があれば、そこは警察署のほうの管轄になりますので、そういった事例がありましたら、すぐに松田警察署のほうに御連絡をいただければと思います。ご協力をお願いいたします。

また、町では特定空き家等に対しまして、令和3年度から関係部署が集まりまして、松田町空き家等ワーキングチームを開催をさせていただいております。そこで今後の対策等を検討するような会を設置しております。

その中では、管理不全の空き家、また、特定空き家等について協議をしております。今後の対応、対策等を検討しております。

令和5年12月に空き家等を対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されまして、所有者等の責務が強化され、適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力をする努力義務が追加をされました。

これによりまして、市町村から所有者に対し、指針があった活用を要請する活用拡大、また、放置すれば特定空き家になるおそれのある空き家に対して管理指針に則した措置を市町村から指導、勧告する、管理の確保、また、代執行制度による特定空き家等の除去等、今後検討しなければならないところも多々ございますので、個々の空き家等の物件の状況を確認しながら、また、町民の安全安心な暮らしに向けた対応を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

11 番 飯 田 まず、火事のあった2件なんですが、これは今、本人に連絡して適切な管理をお願いしたというふうなことで、その後、全然連絡が来ないということなんですが、これはもうそのままになっているということなんですかね。

それと、もう1つ、15年ぐらい前、湯の沢団地でもかなり空き巣が入ったという話を聞いて、それが今、寄のほうまで空き巣のエリアが来ているのかな

と。

それで、やはり空き家ですので、電気も何も通っていないから夜にお忍び込むことはなくて、昼間に来るらしいんですよ。それもその家の関係者みたいなことを装ってくるということなんです。松田町全体でもかなりの空き家がありますよね、さっきの回答の中でもありましたが。そのような松田町や寄地区でしたらあると話を聞いて分かっているんですが、松田町の傾向はどうなんでしょうかね。そんなことはないんですかね。例えば空き巣が入ったとか。

安全防災担当室長      ただいまの御質問なんですが、火災になった住宅の所有者の方に連絡して、その後、実態に関してはそのままだと思っております。

あとは、湯の沢の空き家等に対しての空き巣のような状況ですかね。その関係につきましても、町ではなかなか個人の所有に対する物件に対して、またなかなか介入することが難しいので、その件につきましても、またそういった事例が生じておりましたら、その発見した段階で松田警察署に連絡をしていただきたいと思っております。

事例は、こちらのほうでは聞いてはおりません。松田地区の空き巣も聞いておりません。

以上でございます。

11 番 飯 田      火事で焼けた家は、本当に早急にやっぱり連絡したからもういいんだということじゃなくて、毎年のように通知を出すとか、やっぱり人もいないと相手も放っておけば役場の町のほうは諦めてくれるのかなんていう感じになって、全然連絡をしてこないと思うんですよ。

それと、あと、お伺いしたいんですが、例えば空き巣なんか入った場合に警察署のほうから、もちろん空き巣に入れば役場に連絡するんじゃないかと警察へ連絡しますよね。そうした場合には、警察のほうからそういう連絡とかそういうのはないんでしょうかね。例えば、そういう警察との話合いが年に何回かあって、それでこういう事案が発生してるよとか、そういう話し合う場というのは全然ないんでしょうか。

参事兼政策推進課長      まず、私が定住少子化担当になった平成26年、そこから空き家問題につつま

しては様々な課題があり、そこで管理不全のような空き家とか、特定空き家に認定されるような空き家については、以前、警察のほうから直接、情報をいただきたい、連携しましょうという話がずっとありまして、平成29年度ぐらいまでは、定期的に町に来て、その後どんな感じですかとか、そういう情報提供していたんですけど、その後がなかなか警察のほうから空き家に対する、今言った危険な空き家等の状況についての情報共有が進んでいないという状況がございますので、今回このような状況があるということを踏まえて、また、警察のほうとも連携調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

11 番 飯 田 分かりました。ここは傾向だけ分かればいいのかと思います。問題はその後で、今話に出ましたように、空き家でもいろんな空き家があって形態は様々と思うんですね。空き家にはなっているが管理がしっかり行き届いている場合と、管理が行き届いていない場合の二通り出てくると思うんです。問題なのは、やっぱり管理不行き届きの空き家の場合に、いろいろ問題が発生すると。

このような状況の中で、外部不経済と呼ぶそうなんですが、例えば老朽化した住宅の倒壊とか、あるいは放火、治安、さっきの空き巣なんかも入りますよね。あと、空き家に対する不法投棄、あと、ねずみや害虫などが発生してそういう被害など、いろいろと心配されます。

管理不全な空き家も含めて、町はどのような今対応を取っているか、もし対応を取られているようでしたらお伺いしたいと思います。

安全防災担当室長 今、御質問のありました管理不行き届きの住宅の件につきましては、町で行っております松田町空き家等ワーキングチームの中で、そこの中でいろいろな検討させていただいたり、空き家の状況等を確認したりもしておりますので、また引き続き、その辺に関しましては、そこの中で管理、また、情報共有を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

参事兼政策推進課長 今回も令和6年9月から10月に空き家実態調査、これは職員でやっております。

す。5日間ぐらいかけて各課の職員が、実際に目で見てどういう状況にあるかというところの調査をさせていただき、先ほど御説明のとおり、寄地区につきましては67件の空き家等と思われる、地域によってはうちは空き家じゃないとか、いろいろと言われることがあるので、私たちの町の中の形としては空き家等と思われる物件で、そのうち、特に管理不全の空き家等と思われる物件につきましては、寄地区では3から4件、ちょっとここはそういう感じに思われるかなというところがございますので、そういうところを一覧表にして、今先ほど言いましたワーキングチームで情報共有をし、これからどうするか。指導、助言というのはもちろんあるんですけど、それと平行に活用するというところの物件もその中で情報提供し、その中で本当に必要であれば、また自治会のほうの声も聞いていますので、必要であれば、その先ほど言った協議会をつくり、その中で勧告するような形の認定をします。それによって減税とかいうのも解除されますので、そうした方向で動いていきたいというふうに考えております。

11 番 飯 田 交通の便がよくて自然環境の豊かな松田町は、移住の魅力がそれなりにあると思うんですが、受入体制が1つ問題じゃないかなというふうに感じています。

松田町の空き家バンクは、物件の紹介は少なく、ほとんどがアパート、マンションであり、一戸建ては1件だけ、土地は数件、地図は掲載されているが場所を示す印がないので、その物件はどこにあるのか特定できない。ちょっと中途半端じゃないかと思うんですよ。この物件はこの場所ですよといったようなところはこのぞいた人が見れるような、そういうふうになっていけばもう少し見やすいのかなと思います。

それと、何年か前から何度見ても松田町の空き家バンクの情報は全然更新されていないような、そんな感じなんです。この更新というのはされているんでしょうかね。

それと、もう1つ、令和6年9月から10月にかけて、ただいまの回答の中で空き家の可能性があるのは町内123件とありますが、せっかく職員が足で調べ

たこの情報を空き家対策にどのように生かしているか、活用しているか、お伺いしたいと思います。

参事兼政策推進課長      まず、1つ目、空き家バンクの登録件数の更新というところでございます。

空き家バンクにつきましては、平成19年度から開始し、そのときは本当に1件というような状況でございました。それから平成26年に空き家バンクの登録で、いわゆるアパートとかも一緒に情報提供しようというところで、当初は10件ぐらいの物件、26年に10件の物件がございました。そのときの成約、26年はゼロだったんですが、令和3年度におきましては、それから延べ125件を登録した次第でございます。3年度におきましては、そのうちの成約が7件、うち寄地区は4件がございました。令和4年度につきましては153件、延べということは新しい物件も入ってきております。成約が14件、うち寄地区は6件。令和5年度につきましては160件の物件、延べ数という更新をしておる状況です。

なかなか町のほうとしてはどうですかということは、所有者の意向がございましたので、そこを加味して不動産事業者の仲介を含めながら、随時更新をしていきたいと。

また、地域の自治会ほかから、ここはどうですかという情報があれば、直接所有者と確認をしながら、活用に向けてということを行っているんですが、うちはそんなことやらないというところも結構多いので、その辺を加味して、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、123件のうちの活用につきましては、先ほど答弁もございました固定資産税賦課通知の中に様々な町の施策、空き家改修事業とか、解体事業して活用どうですかというようなことを全世帯等による通知をしている状況があります。活用に向けてはそういうのがあります。

ただし、やっぱり移住、定住に向けていろんな相談が先ほどありました。その中で、空き家はどんなのがありますかというところが直接ありますので、ホームページの掲載の更新、先ほど言われたとおり、そこもひとつ検討して、さらなる利用者が分かりやすいような形にするということと、直接移住者に対

しては職員が移住情報を流し、もし空き家等に直接行ってみたいというところがいましたら、そこは不動産が入っているので、移住希望者と調整をして、町の職員が一緒に入って連携して取り組んでいるという状況がありますので、この辺もさらなる強化をしていきたいと、私は考えているところでございます。

以上です。

11 番 飯 田 どうもありがとうございます。もう少しせっかく職員が足を使って棒にして調べたこの123件、この中から1件でも2件でも空き家バンクのほうに登録できるというのがあってもいいと思うが全然できていない。

ただ、参事の話だと、それを基に持ち主にいろいろなアドバイスしていると、そういうことは分かりましたけど、それはやっぱり空き家バンクのほうにうまく反映できるようなこともしてもらわないと、せっかく集めた情報が役場の中では情報を持っているけど、それは全然外へ出てこないというふうな話になっちゃうと思うんですよ。

本当に松田町は情報がないんですよ。何で情報がないかというのと、秦野市の不動産屋は松田町や寄地区の一軒家の空き家情報を持っているんですよ。なぜ、松田町の地元は持っていないくて秦野のほうの不動産屋が持っているのかと。やっぱりそういうことも本当に考えて一生懸命やってもらいたいなというふうに思いますよ。

一昨年、訪れた静岡県のカニ根本町、平成2年に1万1,000人の人口が、令和5年には6,000人ぐらいになって、2040年には3,369人に減っちゃうと。もうここはすごくいろんなことやっていますよ。お試し住宅をはじめ、もうそこまで。それと東京でセミナーとか、そういうのを開いて人を呼ぶ努力を職員が出ているし、あと、町のほうでも移住コーディネーターと言って移住専門に対応する職員を設置して、そういう窓口を設置して、本当一生懸命にやっている。

そこをいくと松田町の場合は、そういうのと比べると何かやっているやっているとってちょっと、切羽詰まった部分がないのか分からないんですが、ちょっといろんな補助金とか、そういうものはありますけど、どうなのかなという思いが。来る人がいて初めてそういう補助金なんか生きるわけですね。

幾らそういうのをつくっていても移住する人がいなければ使いようがないわけですから、その辺もこれから一生懸命ちょっとやってもらいたいなと思いますよ、本当にね。

それと、あともう1つは、移住、定住の補助金や奨励金や多岐にわたっているということは評価しますよ。その中でも空き家解体補助金というのは50万上限にあるんですが、それに対して松田町に移り住む人、その人たちへの空き家の改修事業の補助金が上限20万ですよ。空き家をリノベーションしようとする場合に空き家になって時間がたったりしている住宅は床はぶかぶかになっていたり、水回りなどリノベーションするのに費用はかかることから、ちょっと20万では補助金が少ないんじゃないかなと、解体補助金に比較してね。この辺の見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。

まず、移住、定住について、全くちょっと職員がやってないということをもっとやってほしいということなんですけど、これは空き家の関係だったんですけど、空き家を含めて、町では移住フェスタ、移住フェア、小田急、いろんなところに職員が直接行って町のPRを積極的にやっている状況があります。ちょっとこの辺が見えないというのも、町のほうでこういうのやっているのを発信するのが下手だと思うんですが、そういうことで、とにかく移住、定住につなげる施策を町の全体で取り組んでいるということは御理解いただきたいというふうに考えてございます。

また、先ほど秦野市が積極的ということがあったんですけど、これは恐らく所有者が秦野市の不動産に直接どうですかというふうに多分恐らく聞いたと思います。その物件につきましては、以前、町の空き家バンクに恐らく登録されていまして。それで、そこにはもう秦野市さんの不動産も入っている状況でありましたので、うちがこういう物件はどうしたらいいかという相談があったら、まず町のほうの不動産関係を紹介します。それで今回も1軒、2軒結びついたところありますので、そういうところを御理解いただきたいと思います。

あとは、空き家の改修解体、令和6年度に寄地区での空き家の改修事業補助

金を出した件数は4件ございます。改修につきましては、4件につきましては大変助かると、金額等と色々な情報を聞いていますので、そういう状況にあったと。そのうちの3軒は空き家バンクに登録されておりました。そこには移住として人が動いているということだけはちょっと報告させていただきます。

また、空き家を改修して2件の方が移住したというようなこと、そこは賃貸で貸してやっているというところがございますので、全くないということではないということだけ御理解をお願いします。

11 番 飯 田 回答の中でも、令和3年から令和6年までの間に移住相談が54件あったということなんですが、山北町のお試し住宅の利用者は9年間で350人あったと。それが成約に結びついてるかどうかちょっと分からないんですが、そのくらいの方がそういう気持ちがあってお試し住宅入っているということなんですが、松田町では4年間で54件相談があっただけということで、本当に待ちの仕事ですよ、待っている仕事。こっちから積極的に移住をやるんじゃなくて、移住した人が、例えば役場に相談する電話をかけてきて、それが54件あったということなんですが、このうち何件成約に結びついたかというのは分かりますか。

参事兼政策推進課長 今、その54件のうちの確実な数字等は分からないんですけども、私の記憶的には5件から7件は結びついたというふうに、私は理解をしております。

11 番 飯 田 率としては54件のうち5件から7件ということは、1割以上ということで、ある程度評価できるんじゃないかというふうに思います。探している人も当然松田町だけじゃなくて、いろんなところを回って比較して松田町に住もうと思った人が5件から7件ということなのでね。

だけど電話かかってくるの待っていて相談するんじゃなくて、どんどん人を引き込むような、そんな政策もしてもらいたいなというふうに思います。

また、厚木から東京方面では、中古住宅を仕入れ、リノベーションしたの後に再生住宅として販売する中古住宅再生事業を行っている会社は何社かあるようです。このような業者と手を組んで空き家対策に対して効果を挙げている町もあるということなので、こういう業者と接触をしていろいろと情報を得るのもいいんじゃないかと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いま

す。

時間が迫っていますので、次に土佐原林道の質問に入りたいと思います。

本当に災害の多い日本で、南海トラフ地震、国府津松田断層、どの程度になるか分かりませんが、富士山の噴火の前に地震が発生するとされています。

今後予想される災害による寄地区の生命線である県道710号が道路の崩落などで不通になった場合、現在は土佐原林道しか残されていません。

この林道は、秦野方面への通勤、通学、買い物等で利用度の高い道路となっており、また、最近ではロウバイまつりの時期になりますと、秦野方面から乗用車、バイク、自転車、ハイカーなどで交通量が多くなります。土佐原林道の工事が遅々として進まないのは、回答の中で相続未登記等の問題があることが分かりました。

この問題の解決は可能なのか不可能なのか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 御質問にお答えさせていただきます。

今、端的に可能なのか不可能なのかというお話でございます。可能であります。

確かに相続の関係で未登記の関係で難航はしておりますが、ここは県のほうでもお調べいただいておりますし、場合によっては町にいろいろな情報がないかということも併せて、協力体制をとってやっているということでございます。

11 番 飯 田 ありがとうございます。可能ではあるけど、いつになるか分かんないよと、こういうことですよ。

そうしましたら、2つ目の回答の中で、新東名及び246号バイパスの全線開通の構想路線としてリダンダンシーの確保と寄地区への経済効果の波及のため、秦野市との連携による整備を実施したいとありますが、例えばの話で結構なんですけど、どのような構想をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 お答えをさせていただきます。

例えばの話でよろしいということもおっしゃっていただきました。まず、大きく構想路線という考え方でございます。段階としては、その先に計画路線と

なっていくというものでありますけども、構想という意味では、大まかにこういったところにこういう路線がということでありますのが、まず、町の町道整備基本計画の中には、現在、地区内の主要な道路等々がある中で、この土佐原林道については検討候補路線という位置づけをしてございます。

これが秦野市さん、ただ松田町だけがここを検討しても結局意味はないと、秦野市さん側の動きも当然連動しなければ意味がないという話になった際には、これが今、松田町だけのお話を差し上げましたけども、大きく246号バイパスの検討を今、準備をどんどん進めていただいておりますけども、これが最終的に秦野西インターチェンジというものができた場合、そこで全て終わりののかと、バイパスとしてそこで全部完結なのかということ、その先も何か考えはないのかということになります。そうしますと、やはりその先も1つの考え方として構想としてあるのは、庶子地域に抜けるような路線が1個考えられないかというのが246号バイパスでは1つ考え方がございます。

さらに、先ほどちょっとおっしゃっていた1市3町、秦野市、中井町、大井町、松田町、この中で1市3町の広域の協議会をやる中で、この246バイパスが例えばできたとき、新東名が通ったとき、これのときにどういった将来道路網を考えようかと、こういう議論の場もございます。

その中では、秦野西インターチェンジから寄地区へ向かう大まかな線というものを構想路線として考えたいということは、松田町もそうですし、秦野市さんのほうでも少し合意を取りながら進めるようなもので今考えております。

11 番 飯 田 本 当 に 希 望 の 持 て る 回 答 い た だ き ま し て 、 あ り が と う ご ざ い ま す 。

県道710号の先は山北町の玄倉へ通じている秦野峠林道と言いますけど、今は通れないんですけど、何か災害があったときに、あの道路を緊急道路として使いたいとか迂回道路として使いたいとかいう議員連盟を松田町と山北町の両方で議員が一緒になって県への要望活動なんかしているんですよ。

それで私も地元の人に話を聞きますと、やっぱり今の土佐原林道、たしか、それはそれでやってもらわなきゃいけないんですが、今の話、寄地区から具体的に言うと福昌院というお寺があるんですが、それから秦野と秦野西インタ

一、菖蒲・八沢のところですよ。そこへトンネル1本つくってもらったらすごく、通常で計ったら2キロぐらいしかないんですね、直線で、八沢まで。そういうことによって今まで寄から246号に抜けるのに山道を10分も20分もかけてぐるぐる回っていったのが数分で行けるようになっちゃうんですよ。それともう一つ、緊急時には、本当トンネルというのはすごく地上で震度幾つとありますが、トンネルの中だと半分ぐらいに減る。そういう効果もありますし、ぜひ災害のときでも何でもそうなんですけど、トンネルというのはすごくいいなというふうに考えているんですけど。

幸い、秦野峠を越えて秦野に抜けることもできるようになりますし、私なんか山梨県や長野県に旅行に行くと、かなりトンネルありますよね、立派なトンネルが。それでかなり車が通っているかということとそんなに通ってなくて。

新潟県の小千谷市の塩谷トンネルは知っていますか。昭和58年、60個の集落のために12億円の費用を投じてつくったトンネルなんですよ。寄地区は600世帯ぐらいありますよね。10倍もあるんですからトンネルもあながち夢じゃないか、もう少し現実的に真剣に考えてもらえれば実行できるんじゃないかと言われていました。

当時、田中首相が、その人の力でできたトンネルなんですけど、その人が言ったことは、このトンネルについて60個の集落に12億円かけるのはおかしいとの批判があるが、そんなことはない。親、子、孫は故郷を捨てずに住むことができるようにするのが政治の基本だと、こういうことを言っているんですね。だから私はこのトンネルをつくったんだ、トンネルがなかったら子供が病気になっても戸板1枚乗せて雪の中を運び出さないといけない、そういうことを考えた。同じ健康保険を払っているながら差別があるのはおかしい。だからこのトンネルをつくったということを言っていますよね。

本当にそういう意味でトンネルというのは、今必要なのかなというふうに思います。

また、よくよく調べれば、そのほかにトンネルの効用というのはすごく出てくると思いますし、とにかく、ある国会議員の秘書に言ったら、いい発想です

ねというふうなことを言われたんですよ。その辺についていかがお考えでしょうか。

議 長 簡潔にお答えください。

まちづくり課長 それでは、簡潔にお話しさせていただきます。

あくまでやはり構想路線というのは大きく長くしっかり検討していく段階です。

いただいたお話ということも踏まえて、広域での調整、考え方というのを我々も検討させていただきたいと考えております。ありがとうございました。

11 番 飯 田 それでは時間ですので、以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、受付番号第8号、飯田一君の一般質問を終わります。

では、暫時休憩したいと思います。再開は10時45分となります。

(10時30分)